

**佐賀県規則第26号**

佐賀県種畜検査施行規則の一部を改正する規則

佐賀県種畜検査施行規則（昭和34年佐賀県規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県種畜検査施行規則</u></p> <p style="text-align: center;">（受検資格）</p> <p><b>第1条</b> 佐賀県種畜検査条例（昭和34年佐賀県条例第33号。以下「条例」という。）第3条の種畜検査を受けることのできるものは、次の条件を備えたものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>血統及び産地が明確なもの</u></p> <p style="text-align: center;">（合格標準）</p> <p><b>第3条</b> 種畜検査の合格標準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>品種固有の特徴を具備し、資質優秀で発育良好なもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>社団法人日本養豚協会（昭和24年1月20日に社団法人日本種豚登録協会という名称で設立された法人をいう。）の審査標準に基づき検査したその得点が78点以上のもの</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>佐賀県種畜検査条例施行規則</u></p> <p style="text-align: center;">（受検資格）</p> <p><b>第1条</b> 佐賀県種畜検査条例（昭和34年佐賀県条例第33号。以下「条例」という。）第3条の種畜検査を受けることのできるものは、次の条件を備えたものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 産地が<u>明確なもの</u></p> <p style="text-align: center;">（合格標準）</p> <p><b>第3条</b> 種畜検査の合格標準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 資質優秀で発育良好なもの</p> <p>(2) 略</p>

様式第1号中「㊟」を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第2号</b></p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>	<p><b>様式第2号</b></p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: 20px;">略</div>

改正前				改正後			
略 佐 賀 県 ㊤				略 佐 賀 県			
(裏)				(裏)			
検 査 年月日	有効期間	検査員氏名	印	検 査 年月日	有効期間	検査員氏名	
略				略			
変 更 年月日	飼養者住所氏名		発行者 証 印	変 更 年月日	飼養者住所氏名		発行者 氏 名
/			/	/			/
様式第4号				様式第4号			
略				略			
略				略			
略				略			
			氏 名				氏 名
〔 略			〕	〔 略			〕
備考 氏名は、本人が自署すること。ただし、種畜飼養者が法人の場合、本証明に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。				備考 氏名は、本人が自署すること。ただし、種畜飼養者が法人の場合、本証明に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。			

様式第5号中「佐 賀 県 ㊤」を「佐賀県知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。